卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆様へ

商業、サービス業の設備投資を応援する特別な税制措置ができます。

～例えば、こんな設備投資が対象です～

○ 新しい商品を販売するため、**陳列棚**を入れる
○ **レジスター**を入れ替える
○ 古くなった**看板**などお店の外装をきれいにする

この制度を使えば、設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす(30%特別償却)か、税額の控除(7%)を受けることができます。その結果、**納税額が少なくなります。**

設備投資を考えている方は、最寄りの下記中小企業支援機関にご相談ください。

商工会議所
商工会
都道府県中小企業団体中央会
商店街振興組合連合会
経営革新等支援機関※ など

※ 経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるように、専門 的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認 会計士、弁護士等のことです。詳しくは、中小企業庁のホームページ（経営革新等支援機関）http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/indexをご覧ください。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除)

税制措置の対象者 青色申告書を提出する中小企業者等

○中小企業者等とは、以下のような方々です。
「個　人」：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者
「法　人」：資本金の額が1億円以下の法人（資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く。）
　　従業員が1000人以下の資本を有しない法人
「その他」：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

適用の要件 ※以下の全ての要件を満たすことが必要です。

経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること

○「経営革新等支援機関等」とは、以下の機関です。
経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること

○ 経営革新等支援機関等で経営改善に関する指導及び助言を受けたことが税制措置の適用要件になるため、経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けたことを明らかにする書類（取得する設備の記載等がされているものです。イメージを最後につけています。）の写しを申告書に添付することが必要です。

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得をして、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること

○ 本税制措置の対象となる設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１の「建物附属設備」で60万円以上のもの及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。
○ 中古品は対象には含まれません。
○「商業、サービス業等」とは以下の事業です。
卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業
※ ただし、風俗営業法の対象事業に該当するものは、①バー、キャバレーなどの飲食店業で生活衛生同業組合の組合員である場合、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けている場合、を除いて税制措置の対象とはなりません。

税制措置の内容 取得価格の30%の特別償却又は取得価格の７%の税額控除を選択適用

○税額控除は、個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみが選択できます。
○税額控除される額は取得価格の７%又は税額の20%のいずれか低い額となります。
○ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択 できません。

中小企業庁 財務課　〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL 03-3501-5803
中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

eye してさかい
Sakai City commerce and industry association
〔第５９号〕
8月号 2014.8
発　行　坂井市商工会
本　所　坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所　TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所　坂井市三国町北本町3丁目2番12号 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所　坂井市春江町江留下相田35-1 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所　坂井市丸岡町一本田第5号76番地 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

さかい市プレミア商品券を販売スタート

８月８日(金)プレミア１０％付　さかい市プレミア商品券を午前10時より坂井市商工会本所、各支所４か所で発売しました。

販売開始前から会場には沢山の市民が訪れ、会場担当者は購入申込書のチェックを行ったり、購入者の誘導などを行い、購入者は楽しみに大きな財布を抱え、順番を待っていました。

プレミア商品券は販売総額５億５千万円。１,０００円券で11枚（１セット）を１０,０００円で販売し、１人５セットまで購入できます。また取扱店は450店舗で10月31日まで使用できます。購入者は「プレミア分の１０%は大きい」、「大きな買い物をしたので大助かり」と喜んでいました。

〈販売期間延長のお知らせ〉

８月15日までの販売でありましたが、８月31日まで期間を延長し、午前10時から午後５時まで、土曜、日曜も営業して販売いたしますので、プレミア商品券のご購入をよろしくお願いします。

平成26年度　部会事業計画

6月24日商業部会・7月10日工業部会の役員会をそれぞれ開催し、本年度の事業計画をたてました。その結果を7月24日坂井市商工会役員会に報告されました。内容は次のとおりです。

商　業　部　会

◆ 会 議　① 正副部会長会議（年３回）
② 役員会（年３回）

◆ 事 業　① 消費拡大事業（さかい市プレミア商品券発行事業の実施）
② 年末消費拡大事業の実施（スクラッチカードを利用した、年末の販促活動事業）
③ 商業に関する講習会、講演会の開催
④ 商業先進地県外視察研修会の実施
（9/17(水)～18(木)鳥取県境港市商店街）
⑤ 商業部会役員研修・懇談会の開催
⑥ 経営革新事業推進　○リスクマネージメントの活用補助

工　業　部　会

◆ 会 議　① 正副部会長会議（年３回）
② 役員会（年１回）

◆ 事 業　① 業種別活動事業
委員会制による事業活動の計画及び実施（繊維、建設、製造(一般)）
② ビジネスチャンス事業
自社の特徴・技術等を公募し、広報誌を利用して広く会員に伝えることにより、新たなビジネスチャンスのきっかけとする。
③ 工業先進地視察研修会の実施（工業部会員対象）
④ 展示会への出展助成事業　葛飾産業フェア　９月５日(金)から７日(日)
テクノフェア　10月16日(木)・17日(金)
⑤ 広告掲載助成事業
自社で生産・開発した製品、商品、ソフトウェア、技術、独自サービス等を広く業界紙や一般消費者等に告知する活動が対象
⑥ 展示会出展助成事業
自社で生産・開発した製品、商品、ソフトウェア、技術等を展示会等に出展する活動が対象
⑦ 坂井市産業フェアへの出展協力　10月25日(土)・26日(日)

越前坂井辛み蕎麦であなたの蕎麦で辛み隊 プレリリース及び福井テレビ収録

平成26年７月15日（火）福井県立三国高等学校において、ご当地グルメでまちおこしを目的とした団体越前坂井辛み蕎麦であなたの蕎麦で辛み隊（通称：辛み隊）」は一昨年と昨年に引き続き同高家政科の生徒と連携し、辛み隊子供衣装や、辛み隊が出展する予定のB-1グランプリ2014郡山大会での坂井市PRグッズの生徒らによるデザインプレゼン会を実施し、今後の活動へ弾みをつけました。

その後、三国高校の生徒と辛み隊が福井TVの新イヤイヤちゃんダンスの収録を行い、坂井市の地域活性化のためのPRに貢献しました。

平成26年度 商工会青年部主張発表福井県大会

商工会の中核を担う青年部員が一堂に会し、部会活動を通じて得た自らの経験や成果、意見の発表をすることにより、部員相互の連携・協調のもと、幅広い視野に立ち、組織の強化や活性化を図ることを目的とした主張発表大会が７月18日(金)に越前陶芸村文化交流会館で開催されました。

今回の主張発表には坂井市商工会青年部から野原宏和氏が出場し「青年部活動と地域振興・まちづくり」をテーマにまちおこし活動について主張発表しました。惜しくも最優秀賞を逃しましたが、審査員からは「これからが非常に楽しみな取り組みである。」と評価をいただきました。

最優秀賞を受賞した高浜町商工会青年部は、９月に開催される近畿ブロック大会に福井県代表として出場します。

女性部力UP講習会 &アフタヌンティー開催

平成26年７月12日（土）午後１時30分より ゆりの里公園「ユリーム春江」において　美と健康づくりのハーブ&アロマテラピー「ルームフレグランス」作りを開催致しました。

講師をNPOジャパン ハーブ ソサイエティ 上級インストラクターの稲葉美智子先生にお願いし、自分の好きな香りのハーブをいれた環境スプレーを作り、お部屋やお店などの演出に心地よい香りを使って商売繁盛につなげたいと「ルームフレグランス」作りを楽しみました。

その後、今年は講習会や講演会の後に「ちょっとお茶しましょう」という企画でアフタヌンティーを楽しみながら情報交換をさせて頂きました。

次回も９月に予定しておりますので、是非多くの女性部会員の皆様のご参加をお待ちしております。